

ダム水源地域の保全

1 目的

ダム水源地域について水源が損なわれるような土地売買の事前届出があった場合にそれを食い止めるため、ダム水源地域の市町による公有化を県と下流57市町で支援し、県民共有の財産であるダム水源地域を保全する。

2 事業内容

埼玉県水源地域対策基金を活用し、水源が損なわれるような土地売買を食い止めるため、ダム水源地域の市町による公有化の費用に対して補助金を交付する。

公有化事業の対象は、水源のかん養に特に重要な役割を果たすダム上流の集水域内の民有林とする。

- 対象市町 ダム所在地の4市町（秩父市、飯能市、小鹿野町、神川町）
- 負担割合 県10／10
- 補助要件 埼玉県水源地域保全条例による届出などによって水源が損なわれるような土地売買の恐れがあると認められ、当該土地の所在市町が公有化を決定したもの。
- 財 源 県と県営水道受水団体（57市町）で設立した埼玉県水源地域対策基金を活用する。

